

勧告

27. 不適切な開発事業から登録湿地を保護することを目指し、新たな法制度を制定する予定があるという南アフリカ政府の情報に謝意を示し、同様の法制度の整備という観点から、関心のある他の締約国が南アフリカ政府からこの件についてさらに情報を求めるよう勧める。

勧告6. 17. 1 ギリシャのラムサール登録湿地

1. ギリシャ政府に対し、ラムサール登録湿地の明確な地図を提出するための方策を至急講じ、登録湿地の管理計画を準備し、賢明な利用を保証することを要請し、関係当局にメソロンギ潟湖群 (Messolonghi Lagoons) 登録湿地における水管理プロジェクトの望ましくない影響を避けるため、可能と思われるあらゆる方法を検討するよう要請している釧路会議の勧告5. 1. 1を想起し、
2. ギリシャの3カ所の登録湿地保護のための閣議決定が採択されたことに満足の意を表し、
3. ギリシャの登録湿地が現在大統領の通達による保護および管理計画を欠いていることに注目し、
4. ギリシャの湿地の賢明な利用を確実にすることがきわめて重大であることを認識し、
5. アキルース川の放水路の工事を当初の規模で実施に移すが、放水路の流量を提案された計画の年間1億立方メートルから6億立方メートルまで削減するギリシャ政府の決定を意識し、
6. さらに研究者や自然保護団体が放水路の問題について引き続き続けてきた憂慮、特にエヴィノス川の放水路建設がすでに開始されたことに対する憂慮を意識し、

締約国会議は、

7. ギリシャの登録湿地の状況を改善するため、特に7ヶ所の登録湿地の正確な地図の作成しNGO等と広範な協議をし、釧路会議以降なされた進展に対しギリシャ政府を祝福する。
8. 緊急課題として、すべてのギリシャの登録湿地の保全のため大統領通達を発令するようギリシャ政府に要請する。
9. さらに1997年4月までに登録湿地の地図を完了させ、そしてそれらの記述に関する完全な書類を提出するようギリシャ政府に対し重ねて要請する。
10. 登録湿地の管理計画を準備し、既存の規制の適用等、賢明な利用を保証する措置を図ることを関係当局に要請する。
11. アキルース川放水路計画を再考し、テッサリイ平原及びエトロアカルナニア (Aetoloakarnania) 地域の水文学的および淡水資源管理の研究の委託を検討するようギリシャ政府に要請する。
12. 適切であれば「管理ガイダンス手順」の実施を通し、モンルーレコードの掲載湿地からの除外を促進し、ギリシャの湿地保全とその賢明な利用に協力を提供するという観点から、ギリシャ政府と連絡をとるよう条約事務局に要請する。

勧告6. 17. 2 パラカス国立保護区とペルーの湿地保全国家戦略

1. それぞれの登録湿地について管理計画を策定することを求め、必要な場合には既存の管理計画を改訂するよう求めた決議5. 7を想起し、

2. ペルーが湿地保全国家戦略を準備し、ラムサール条約の「釧路ガイドライン」に呼応してパラカス国立保護区マスタープランを策定するため払った努力を意識し、
3. これらの計画を具体化することを可能とした国内外の組織に対し感謝を示し、
4. 本会議の分科会Dにおいて行われた「管理計画策定に関する釧路ガイドライン」をめぐる議論に注目し、
締約国会議は、
5. ペルー政府が発表した決議に基づいた、パラカス・マスタープランおよびペルー湿地保全国家戦略の採択を歓迎する。
6. ペルーの他の登録湿地の指定や、それ以外の湿地に係わる公的・私的機関に対し、これらの管理計画を履行するための最善をつくすよう奨励する。

勧告6. 17. 3 ヨルダンのアズラック・オアシス

1. ヨルダン政府が登録湿地として指定し、ポンプによる地下水の汲み出しが湿地に及ぼす影響からモントルーレコードに含まれたアズラック・オアシスに関する勧告4. 9. 3を想起し、
2. さらに1990年3月に「管理ガイダンス手順」がこの登録湿地に適用されたことを想起し、
3. アズラック湿地保護区の機能回復と管理のため、そして同保護区の湿地の価値に関する啓発活動のための広範な努力に対し、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」関係者に謝意を表し、
締約国会議は、
4. 同湿地で起こりうる生態学的特徴の変化に対する関心を反復する。
5. アズラック流域からポンプによって水を汲み出すことによる、同湿地の地下水に対する影響を考慮するようヨルダン政府に要請する。
6. さらに登録湿地の復元及びモニタリングのため、「アズラック・オアシス保全プロジェクト」をさらに援助をするよう地球環境ファシリティーに要請する。

勧告6. 17. 4 オーストラリアの登録湿地

1. 1974年オーストラリアがラムサール条約加盟の書類をユネスコに寄託した最初の国であったことを想起し、
2. オーストラリア大陸外の準州の島をも含む、オーストラリアのすべての州と領域で、全部で49カ所の登録湿地が指定されたことを意識し、
締約国会議は、
3. 釧路会議以降オーストラリア国内の登録湿地の32カ所以上で、管理計画や戦略が始められていることに対し、オーストラリア政府当局を祝福する。
4. オーストラリアの多くの登録湿地あるいはその集水域で提案されている、関係登録湿地に深刻な望ましくない